

令和3年中の主たる生計維持者の収入額申出書

令和3年中の主たる生計維持者の収入額を記入してください。

少なくともいずれかの収入の減少割合が30%以上でないとは減免の対象となりません。

主たる生計維持者氏名 _____ 被保険者番号 _____

下記のとおり申し出します。

【この用紙で申し出る収入の種類に☑を付けてください】

減少が見込まれる収入の種類ごとに作成してください。

事業 / 不動産 / 山林 / 給与

業種名・屋号

【事業の廃止・失業の場合は該当するものに☑を付けてください】

事業の廃止 / 失業

月別	実績・見込の別	収入額 (A)	補填額 (B)	月別計 (A) + (B)
令和3年1月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年2月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年3月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年4月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年5月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年6月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年7月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年8月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年9月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年10月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年11月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
令和3年12月	<input checked="" type="checkbox"/> 実績 / <input type="checkbox"/> 見込	円	円	円
②令和3年中の収入額合計				円
○国や各自治体から支給される各種給付金は補填額に含めません。				

【収入の減少割合を計算してください。】

①令和2年中の 収入額計	②令和3年中の 収入額計	③減収割合 (①-②) ÷ ① × 100
円	円	%

裏面あり

添付書類	<p>ア. 事業、不動産、山林収入の減少の場合 (令和2年中の収入額・所得額がわかるもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年分所得税確定申告書、令和3年度住民税申告書の写し・収支内訳書、青色申告決算書の写し 等 <p>(令和3年中の収入額がわかるもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・令和3年分所得税確定申告書、令和4年度住民税申告書の写し・収支内訳書、青色申告決算書の写し・月ごとにまとめた帳簿類や通帳の写し 等 <p>イ. 給与収入の減少の場合 (令和2年分の収入額がわかるもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年分給与所得の源泉徴収票等 <p>(令和3年中の収入額がわかるもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・令和3年分給与所得の源泉徴収票等 <p>ウ. 事業の廃止、失業の場合 (事業を廃止、失業したことがわかるもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・廃業届、離職票等 <p>エ. 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合</p> <ul style="list-style-type: none">・その補填されるべき金額を証明するもの <p>オ. その他必要と認められるもの</p>
------	---